

専第11号

平成17年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

平成17年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,364,805千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ732,463,146千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年8月11日専決

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		120,978,178	1,364,805	122,342,983
	1 国庫委託金	2,340,995	1,364,805	3,705,800
歳 入 合 計		731,098,341	1,364,805	732,463,146

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		30,973,518	1,364,805	32,338,323
	1 選 挙 費	29,886	1,364,805	1,394,691
歳 出 合 計		731,098,341	1,364,805	732,463,146

公 告

熊本県公告第 625 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 17 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字引水 752 番地
- 2 築造者の氏名 株式会社西原建設工業
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字引水字古荘谷 815 番 1 及び 815 番 17
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 45.14 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 7 月 28 日
- 7 指定番号 菊池景建第 25 号

熊本県公告第 626 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 17 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 長崎県南高来郡西有家町須川 179 番地 6
- 2 築造者の氏名 一ノ瀬時好
- 3 道路の位置 本渡市小松原町 184 番 15
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 5.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 8 月 3 日
- 7 指定番号 天草企調第 5 号

熊本県公告第 627 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 17 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市土手町 32 番地
- 2 築造者の氏名 株式会社南九州不動産
- 3 道路の位置 人吉市瓦屋町字後田 2307 番 1
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 75.47 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 8 月 4 日
- 7 指定番号 球磨企調第 7 号

登 載 依 頼

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会公告第 2 号

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 17 年 8 月 22 日

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員長

- 1 開催日時
平成 17 年 8 月 24 日（水）
午前 10 時から正午まで
- 2 開催場所
県庁本館 5 階審議会室
- 3 議題
(1) 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の素案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会事務局（熊本県健康福祉部子ども家庭福祉課ひとり親家庭福祉班）

（電話 096-383-1111 内線 7127）

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第1号

平成17年度熊本県環境審議会第1回鳥獣部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは次のとおりとする。

平成17年8月22日

熊本県環境審議会鳥獣部会

部会長 阿 部 正 喜

1 開催日時

平成17年8月30日（火）

午後2時00分から午後4時00分まで

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館9階 901会議室

3 議題

(1) 県少年自然の家鳥獣保護区の拡大指定について

(2) 市房特別保護地区の指定について

(3) 白髪岳特別保護地区の指定について

(4) 第9次鳥獣保護事業計画の一部変更について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県環境生活部自然保護課

（電話 096-383-1111 内線 7459）